第四章中第三十条の三を第三十七条とし、第三十条の二中「第七条第二号」を「第八条第二号」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十条第一項各号列記以外の部分中「第三十条の三」を「第三十七条」に改め、同項第三号中「年月日」の下に「（法第十六条の二第二項の規定により、子の看護休暇を一日未満の単位で取得する場合にあっては、当該子の看護休暇の開始及び終了の年月日時）」を加え、同条を第三十五条とし、第二十九条の三を第三十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（法第十六条の二第二項の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの）

第三十三条　法第十六条の二第二項の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が四時間以下の労働者とする。

（法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める単位等）

第三十四条　法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、子の看護休暇を取得しようとする労働者を雇用する事業主は、当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一　この項の規定による単位で子の看護休暇を取得することができることとされる労働者の範囲

二　子の看護休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三　子の看護休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

第三章中第二十九条の二を第三十一条とする。

第二十九条第三号中「介護休業等日数」を「介護休業日数」に改め、同条を第三十条とする。

第二十八条中「第十七条」を「第十八条」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十七条中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条第二項中「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条中「第八条」を「第九条」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条第二号中「第七条第二号」を「第八条第二号」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二条第一項各号列記以外の部分中「第六号」を「第五号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「介護休業等日数」を「介護休業日数」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を削り、同条第二項中「第五条第二項」を「第七条第二項」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条第三項中「から第五号まで及び第八号」を「及び第四号」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十一条及び第二十一条の二を削る。

第二十条の二第二項の表を次のように改める。

第五条（見出しを含む。） 第五条第二項	第五条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第五条第一項	第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条第一項	第九条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前号に規定する	前号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する
第四号	第四号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第三項	第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第四項	第五条第四項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同条第五項	同条第五項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
一歳	一歳（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては、一歳二か月）
第五条各号	第五条各号（これらの規定を第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第三項	第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前条各号	前条各号（これらの規定を第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十条各号	第十条第一号から第四号まで、第五号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条各号	第十九条第一号から第三号まで、第四号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第六条

第七条第一項

（法第五条第三項に規定する一歳到達日をいう。）　（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項の申出に係る法第九条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳に達する日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日。

第七条第二項	前項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）